平成２３年（フ）第８５号
鳥取県鳥取市浜坂東１丁目17番10号
債務者　竹間　　潤
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　鳥取地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第４３５号
広島市中区幟町12番９―804号
債務者　大澤　雄一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第５８号
広島県尾道市瀬戸田町福田859番地７
債務者　大谷　益子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　広島地方裁判所尾道支部破産係
平成２３年（フ）第６６号
香川県丸亀市土器町西８丁目36番地
債務者　黒川　正栄
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高松地方裁判所丸亀支部
平成２３年（フ）第１４２号
愛媛県松山市朝美１丁目５番３号
債務者　西川　誉史
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　松山地方裁判所
平成２３年（フ）第１８７号
愛媛県松山市朝生田町５丁目５番21号
債務者　中谷　　勝
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　松山地方裁判所
平成２３年（フ）第１８８号
愛媛県松山市朝生田町５丁目５番21号
債務者　中谷　広美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　松山地方裁判所
平成２３年（フ）第２１７号
愛媛県松山市福音寺町269番地１　コーポＹＯＵ102号
債務者　屋地岡由美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　松山地方裁判所
平成２３年（フ）第２０９号
高知市比島町２丁目３番36号　サンアース山富301
債務者　井本　千加
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２１２号
高知市西塚ノ原79番地６
債務者　長田　隆昭
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２１３号
高知市西塚ノ原79番地６
債務者　長田　昭幸
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２１４号
高知市西塚ノ原79番地６
債務者　長田　文子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２２７号
高知市春野町平和403番地
債務者　西口アユミ
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２３０号
高知市中久万13番地１
債務者　中山　健三
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２３１号
高知市中久万13番地１
債務者　中山　由美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２４４号
高知市薊野北町４丁目４番23号　浜田アパート２階東
債務者　小笠原弘美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２４６号
高知市竹島町80番地13　リバープール竹島202
債務者　森田　展由
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２３年（フ）第２６６号
高知県高岡郡日高村沖名162番地１
債務者　田上かおり
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
　　高知地方裁判所破産係